

下水道 はルールを守って使いましょう！

下水道課管理係 ☎ 0824-73-1175

下水道使用のルール ～何でも流せるわけではありません～

「公共下水道」「農業集落排水」「浄化槽」は、何でも流せるというものではありません。特に次のものが排水管を詰まらせる原因となっています。流さないように注意しましょう。

1 油や残飯

油は排水管の中で固まり、管を詰まらせてます。また、残飯や野菜くずも詰まり・悪臭の元になります。

2 水に溶けない紙

ティッシュペーパーや紙おむつなどは水に溶けないため、排水管やポンプを詰まらせてしまいます。

3 タオル・布

タオルや布を誤って下水道に流してしまい、排水管やポンプを詰まらせる事例が多発しています。

4 生理用品

ナプキンやタンポンなどの生理用品、包装紙は水に溶けません。紙などに包み、燃えるごみとして処分してください。

月に数件の異常が発生しています

ティッシュペーパー、紙おむつなどの水に溶けない紙や、タオルなどの布が下水道に流れ込んだことにより、汚水を下流へ送水するポンプが詰まったり、壊れたりする事例が実際に起こっています。故障の状況によっては、一時的に下水道が使えなくなる場合もあります。

これは、皆さんが気を付けることによって防ぐことができますので、ご協力をお願いします。



水に溶けない紙やタオルがポンプに詰まります



ポンプに物が詰まると、ポンプを引き上げて分解し、修理します



井戸水など（上水道以外の水）を使用している人へのお願い

公共下水道、農業集落排水、市町村設置型浄化槽を利用している人で、上水道以外の水を使用している場合には、使用人数で使用料を計算しています。

このため、次のような場合には、使用料の計算方法が変わりますので、速やかに届け出をお願いします。

●使用人数が変わったとき

例) 転入、転出、出生、死亡、進学など

●使用している水の種類が変わったとき

例) 井戸水のみ使用から、井戸水と上水道の併用になったとき

例) 井戸水と上水道の併用から、上水道のみの使用となったとき

浄化槽の法定検査は必ず受けましょう

令和5年度は浄化槽の「効率化検査」の年です

浄化槽を使用している人は、適正な維持管理のため、定期的な保守点検や清掃を行い、法定検査を受ける必要があります。

法定検査は毎年1回の受検が義務付けられています。10人槽以下の場合は5年間で効率化検査が4回、ガイドライン検査が1回実施されています。本年度は効率化検査の年に当たりますので、必ず検査を受けてください。

効率化検査機関

公益社団法人 広島県浄化槽協会

効率化検査料（10人槽以下の場合）

合併・単独浄化槽いずれも5,000円